

## 第 448 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 7 月 14 日 ( 月 ) 15 : 00 ~ 15 : 57

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 3 階 共用大会議室 2

### 3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、早川委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員

### 4 議題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 佐賀県最低賃金の改正諮問について
- (3) 今後の審議について
- (4) 佐賀地方最低賃金審議会専門部会の公開状況について
- (5) その他

## ○岩竹室長補佐

第 448 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は昨年度から賃金室で勤務しております岩竹と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、松本委員、福母委員がご欠席ですが、審議会は、審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。また、安永委員につきましては所用のため途中で退席される旨の連絡を受けておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の傍聴人は佐賀県から 1 名でございます。傍聴人につきましては、既にお渡ししております「傍聴に関する順守事項」に従っていただきますようお願ひいたします。

本日の会議ですが、会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めますので、どうぞよろしくお願ひします。

遅くなりましたが、皆様方の辞令につきましてはお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。また、資料 1 枚目には、今年 4 月 1 日現在の委員名簿をお付けしております。

ここで、今年 4 月 1 日付で新たに御就任されました委員の御紹介をさせていただきます。公益代表委員の佐々木委員と使用者代表委員の狩野委員でございます。それでは、狩野委員から御挨拶をお願いいたします。

## ○狩野委員

佐賀商工会議所で総務部長をしております狩野と申します。前任者から様々なことを引き継いでおりますが、まだよく分からぬところもありますので、よろしくお願ひいたします。

## ○岩竹室長補佐

佐々木委員お願いします。

## ○佐々木委員

公益代表委員として、今回、任務をいただきました西九州大学の佐々木と申します。前任者からいろいろと引継ぎを受けてはいるのですが、一生懸命、私としても全力を尽くしてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## ○岩竹室長補佐

狩野委員、佐々木委員ありがとうございます。では、議事に入ります前に、本年 4 月から事務局に異動がありましたので御挨拶をさせていただきます。

## ○河野賃金室長

賃金室長の河野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ○岩竹室長補佐

それでは、議事次第（1）会長及び会長代理の選任についてです。

最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちか

ら委員が選挙するとされておりますが、従来からこの場で委員の御意見をお伺いしあるところです。推薦等、御意見はありませんか。

### ○早川委員

これまでの実績を鑑みまして、会長に甲斐委員を、そして会長代理に安永委員を推薦します。

### ○岩竹室長補佐

ただ今、会長に甲斐委員、会長代理に安永委員の御提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

### ○岩竹室長補佐

有難うございます。皆さんに御賛同いただきましたので、これをもちまして会長を甲斐委員、会長代理を安永委員ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、会長に御就任いただきました甲斐委員から御挨拶をお願いいたします。

### ○甲斐会長

改めまして皆様こんにちは。会長をお引き受けすることになりました甲斐と申します。

今年は、例年以上に暑い夏になっておりますが、おそらく審議会の方も熱い議論が交わされるのではないかと思っております。そのような中、公益委員の5名が揃って、できるだけスムーズな意見交換、そして皆様の御意見をできるだけ吸い上げながら、いい方向に向けていくような審議会にしたいと思っております。皆様の御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

### ○岩竹室長補佐

甲斐会長、ありがとうございました。

続きまして、会長代理に御就任いただきました安永委員、御挨拶をお願いいたします。

### ○安永会長代理

皆様、こんにちは。会長代理に選任いただいた安永治郎です。毎年言っていますが、何分若輩者でございます。皆様に支えていただきながらですが、心はホットに頭はクールに議論を進めさせていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

### ○岩竹室長補佐

安永会長代理ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては甲斐会長よろしくお願ひします。

○甲斐会長

それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。議事次第を御覧ください。議事次第（2）佐賀県最低賃金の改正諮問についてです。よろしくお願ひします。

○岩竹室長補佐

それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

（諮問文手交）

（事務局から各委員に諮問文（写）を配付）

○甲斐会長

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

それでは、私から諮問文を朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

以上です。

○甲斐会長

ありがとうございます。

それでは、引き続き局長から御挨拶をお願いいたします。

○城労働局長

労働局長の城です。大変お忙しい中、委員の皆様には御参集いただきまして誠にありがとうございます。

御挨拶申し上げるにあたり、昨年度から特賃の必要性審議につきまして、ドタバタが少々ございまして、委員の皆様には御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。事務局としましては、産業別最低賃金の改定の必要性について、十分な議論の時間を設ける必要があるものと考え、その設定に動いたところでしたが、まずは労使の皆様方に御相談すべきところ、共通の御理解をいただく前に進んでしまいました。改めてお詫びを申し上げます。

今後につきましては、労使双方からいただきました御意見等を踏まえまして、これまで通りのやり方で進めさせていただきたいと考えております。そして、今後何か不都合等により御相談させていただく必要が生じた場合には、再度皆様方に御相談をさせていただく形で進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、ただ今、改正決定についての諮問をさせていただきました。諮問文については、本省の目安審議委員会と同文でございます。また、昨年度につきましては県内の経済、雇用や地域における事情を踏まえまして、活発に御議論いただき、最終的に 56

円の引上げで答申をいただきました。

また、引上げに当たって、物価上昇や企業の支払能力への考慮、更には隣県との状況を踏まえ、難しい御判断が必要であったと理解しております。本年度につきましても、そのような状況に米国の関税政策や中東を始めとする国際情勢も加わり、大変厳しい状況ではございますが、最賃引上げに向けた建設的な議論をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本年度は、6月13日に閣議決定されました骨太方針に、2020年代に全国平均で1,500円という高い目標を達成する旨が明記されています。今回の審議会は、閣議決定に数値目標が掲げられての初めての審議会です。当然ながら政府目標の達成というのは大変重要ではございますが、その一方で最低賃金の審議は公労使の枠組の中で法定の3要素に加え、地域の実情や地域間格差の是正を考慮しつつ各種データを参考に丁寧に議論することが何よりも重要であるということを認識しております。委員の皆様方におかれましては、そのような状況を十分にお汲み取りいただき、御審議をお願いいたします。

では、今年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### ○甲斐会長

ありがとうございました。

ただ今、局長から本審議会に佐賀県最低賃金の改正についての諮問がございました。委員の皆様方から何か御意見あるいは御質問等ございますか。

(意見、質問なし)

### ○甲斐会長

それでは、次に事務局から諮問に関する資料の説明をお願いいたします。

### ○河野賃金室長

それでは、私から資料の説明をさせていただきます。

佐賀地方最低賃金審議会資料を御覧ください。

資料は、例年と同じ構成にしておりまして、佐賀県及び全国の主要な労働経済指標と、全国の賃上げ妥結状況の2つで構成されております。資料の2ページから8ページまでが主要労働経済指標をグラフ化したものです。指標の具体的な数値につきましては、それぞれのグラフの下の部分と、9ページから14ページ目までの表にお示しをしております。

まず、2ページ目の「第1図 佐賀県の鉱工業生産指数の推移」でございます。令和2年を100とした指数のグラフになっており、生産、出荷はコロナ禍の令和元年から令和2年にかけて減少して、その後は横ばいが続いておりましたが、昨年令和6年においては更に下がった状況でございます。一方、在庫につきましては、令和3年から100を切る状況が続いておりましたが、令和4年を底にして、以降は増加をしております。右側のグラフにつきましては、昨年の月ごとの経過になっておりますが、こちらを見ますと、生産、出荷は今年の2月以降増加をしています。また、在庫に関しましても2月以降は減少して出荷増に対応している状況です。

続きまして、3ページの「第2図 鉱工業生産指数の全国の推移」を御覧ください。こちらも令和2年を100とした指数のグラフでございまして、生産、出荷いずれも令和3年には回復傾向が見られましたが、令和6年には生産、出荷、在庫いずれも減少しています。一方で、右側の月ごとの経過を見てみると、昨年1年間については、年間を通して生産、出荷、在庫ともに大きな変化はないものの、全体的にはやや右上がりで緩やかな回復基調にあるとも言えると思います。

続きまして、4ページ目でございます。こちらは「第3図 消費者物価指数の対前年、及び対同月の増減率の推移」を示したものでございます。こちらは全国と佐賀市を1つのグラフにしたものになっております。佐賀市は全国とおおむね同様の傾向を示しておりまして、平成28年から減少傾向が続いておりましたが、令和3年を底に上昇に転じている状況です。年単位で見てみると、昨年の令和6年は、全国、佐賀とともに前年から若干減少しておりますが、右側の月の経過で見てみると、特に佐賀については、令和6年10月から増加傾向を示しています。

続きまして、5ページ目の「第4図 有効求人倍率の推移」と題した雇用状況についてのグラフを御覧ください。全国、佐賀ともにおおむね同様の傾向を示しており、年で見ますとコロナ禍に大きく減少した以降は上昇をしております。特に佐賀においては平成4年以降1.3倍台をキープしております。月で見てみると、直近ではやや数字は下がっておりますが、依然として求人数が求職数を上回っているという状況が見られます。

続きまして、6ページ目の「第5図 月間定期給与額の推移」を御覧ください。平成29年以降、全国、佐賀市ともに横ばいの状況でございまして、全国では260,000円から280,000円台、佐賀市では220,000円から230,000円台で推移している状況です。佐賀市、全国ともに昨年の上げ幅が大きかったということと、特に佐賀市においてはグラフの右端の今年の4月の上げ幅が全国に比較して大きかったということが確認できるかと思います。

続きまして、7ページ目の「第6図 月間総実労働時間数の推移」を御覧ください。年で見ますと、全国では平成29年以降減少して、令和2年から横ばいの状況でした。佐賀については、平成29年以降の減少幅が全国に比べると大きく、令和4年にはほぼ全国に並び、令和5年からやや増加をしているというような状況です。右側の月ごとの動きを見てみると、全国、佐賀ともに似た動きをしておりますが、今年の1月以降は特に増加傾向が顕著になっているかと思います。

続きまして、8ページ目は「第7図 月間所定外労働時間数の推移」です。令和2年に全国と佐賀がほぼ同じ時間数になって以降、佐賀が全国より少ない状況が見受けられましたが、右側の月別で見てみると、今年の3月から佐賀の時間が伸びておりまして、4月には全国に並ぶ10時間超えというところになっております。以上がグラフの説明になります。

続きまして、9ページ目については、先ほどの第1図と第2図で説明いたしました佐賀と全国の鉱工業生産指数の数値です。

めくっていただいて10ページ目は第3図で説明しました佐賀と全国の消費者物価指数と全国の企業物価指数並びに大型小売店売上額を掲載しております。

企業物価指数につきましては、令和2年以降上昇傾向が続いております。また、大型小売店売上額についても、佐賀、全国とともに増加傾向にありましたが、佐賀にお

いては今年の1月以降、減少傾向が見られます。

続いて11ページ目は、全国と佐賀市の消費支出と消費性向の表になっております。消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合を示したものになっております。

佐賀市の令和4年の消費性向は64.1%ということで、全国とほぼ同じでした。それ以降についても、おおよそ60~65%程度で安定をしているところです。物価上昇の影響もあって、消費支出単価は上がっておりますが、同時に可処分所得もわずかに増えているところも見られ、大きな変動までには至っていないのではと思います。

次に12ページの、第4図で説明をしました佐賀と全国の有効求人倍率と常用労働者雇用指數及び完全失業率、そして佐賀県の企業倒産の状況を御覧ください。完全失業率については、九州、全国ともに平成30年以降2%台で推移をしております。

右側の列は佐賀県の企業の倒産状況でございまして、令和2年までは3~40件台で増減を繰り返しておりましたが、令和3年以降は20件台になっております。

続きまして、13ページ及び14ページ目になります。こちらが先ほどグラフで説明をしました給与額や労働時間数関係の数値になります。

13ページ目の左から3列目に「月間給与総額」を、4列目が「決まって支給する給与額」のそれぞれ実質賃金指數で、令和2年を100とした指數でお示ししています。佐賀の現金給与総額は昨年の指數も100を切ったままでしたが、「決まって支給する給与」を見てみると、特に昨年は伸びている状況です。

また、下の方の月別の経過で見てみると、4列目の「決まって支給する給与額」の一番下、今年の4月においては、佐賀は全国を上回る上昇であったということが確認できます。

続きまして、15ページ目を御覧ください。こちらは、春季賃上げ回答妥結状況を記載しております。1番目の連合全体の集計では、今年の数字は表の右端になりますが、7月3日発表時点で賃上げ率は5.25%、金額に換算しますと16,356円、300人未満規模で見てみると、賃上げ率は4.65%、金額では12,361円になります。いずれも昨年同時期より増加をしています。

また、その下の段の経団連の集計では、5月22日公表時点で、従業員500人以上の企業の賃上げ率は5.38%、金額では19,342円、また500人未満規模では6月13日公表時点で賃上げ率は4.35%、金額では11,862円になります。昨年同時期と比較をしますと500人以上規模では若干の減少、500人未満では増加になっております。

続きまして、16ページ以降は、令和7年6月13日に閣議決定をされました、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の抜粋資料を添付しております。

内容については皆様、既にご承知であると思いますが、賃上げを起点とした成長型経済の実現に向けて2029年までの5年間で年1%程度の実質賃金の上昇を目指とし、これを定着させるために、政策を総動員して取り組むという記載がございます。そのための具体的な計画として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」が定められているところです。

また、最低賃金に関しましては、26ページの7行目から記載がございますが、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」ということでございます。

また、「地方最低賃金審議会においては、これらの政府の取組や各都道府県の賃上げ環境を踏まえて、法定3要素のデータに基づいて実態を踏まえた審議決定となるよう議論をいただくとともに、地域間格差の是正を図る」とありますので、この点についてもご配慮いただきたい、ということです。

続きまして、29ページ目は、答申をいただいた日から最短での最低賃金の効力発生日を示した表になっております。

異議申立期間や改定公示期間などを考慮した発効日の表になっておりまして、例えば、左側の欄の答申日が8月8日（金）の場合、発効日は同じ行の右端の10月4日（土）になります。また、8月19日又は20日に答申をされると、異議審を9月8日（月）に開催予定としておりますので、表の中程にあります「官総持込」が9月8日になり、発効日は右端の10月18日（土）になります。こちらは今後の審議の参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの資料説明は以上でございます。

### ○甲斐会長

ありがとうございました。

ただ今の資料につきまして、御質問あるいは御意見等を伺いたいと思います。

全国と佐賀の比較のグラフや表の資料の説明のときの表記についてですが、中には佐賀市と表記しているところもありましたが、佐賀と言われたものは佐賀市なのか佐賀県なのか区別は決まっていますか。

### ○河野賃金室長

資料出所を記載しておりますので、こちらを見ていただくと、佐賀県なのか佐賀市なのか確認できると思います。

### ○甲斐会長

佐賀市と書いてあるところは佐賀市で、それ以外では佐賀県ですか。

### ○河野賃金室長

そうです。鉱工業生産指数につきましては、佐賀県です。

### ○甲斐会長

わかりました。

### ○河野賃金室長

消費支出については佐賀市です。

### ○甲斐会長

表を見たら1つ佐賀市があるけど、あとは佐賀県なのかなという気がします。消費者物価指数はどうでしょう。

### ○城労働局長

消費支出だけが佐賀市で、それ以外は県です。

○甲斐会長

消費支出だけが佐賀市ですね。あとは佐賀県ですね。

分かりました。ありがとうございます。

それでは、資料の説明をしていただきましたが、中身について委員の皆様から御意見あるいは御質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

それでは、次に議事次第（3）に入りたいと思います。今後の審議について事務局から説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

はい。最低賃金法第25条第2項では「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならぬ。」と定められており、本日の諮問を受けて専門部会を設置することになります。専門部会の委員の人選につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員は候補者の推薦を求めなければならないとされており、推薦公示を本日から7月28日まで出させていただき、関係者からの推薦をもって決定することとなります。

なお、公益を代表する委員の人選につきましては、甲斐委員、安永委員そして早川委員ということで既に御了承いただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

○公益代表委員

よろしくお願ひします。

○河野賃金室長

最低賃金法第25条第5項において「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めることにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」とされておりますので、そのための公示をいたします。

昨年は佐賀県から審議会の場で意見を述べたいという申し出がございました、7月31日の本審において意見陳述を行っていただきました。今年も同様に申し出がありましたら、昨年と同様に8月1日の本審で意見陳述を行っていただくということで考えておりますがいかがでしょうか。

○甲斐会長

意見陳述につきましていかがでしょうか。昨年と同様に認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○河野賃金室長

ありがとうございます。

昨年度は佐賀県のみが意見陳述を希望されましたが、複数機関からの意見陳述の希望が出る可能性もございますので、その場合は1機関当たりの時間制限等を設けることを考えております。以上です。

## ○甲斐会長

ありがとうございます。時間制限につきましても多くのところから意見陳述がある場合には制限をさせていただくということでおよろしいでしょうか。

それでは、日程についての説明をお願いします。

## ○河野賃金室長

続きまして、日程に関する説明をさせていただきます。

中央最低審議会での目安答申が出た後に、目安伝達のための第2回目の審議会を8月1日（金）に開催を予定しております。今年の目安小委員会の開催日程が例年より後倒しになっていることを考えると、8月1日に目安答申が出ていない可能性がございます。もし8月1日に目安伝達ができない場合の取り扱いについて、皆様の御意見を頂戴したいのですが、8月5日13時から13時半に本審を開催しまして、目安伝達を行わせていただいた後、続けて13時半から専門部会を開催するという日程を組ませていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

## ○河野賃金室長

よろしくお願いします。資料につきましては、郵便若しくはメールでお送りさせていただきますので、そちらの方で御確認をよろしくお願いいたします。

## ○甲斐会長

はい、それではほかに何かございますか。

事務局から日程や審議の進め方について何かございますか。

## ○河野賃金室長

資料の1番最後の30ページを御覧ください。こちらは今年の審議会の開催日程の予定でございます。専門部会については委員が決定次第、日程調整をさせていただき決定ということになりますが、今のところの予定は記載のとおりになっておりますので御確認をよろしくお願いいたします。

## ○甲斐会長

労使の皆様方は委員がまだ決定していないうちから日程を提示させていただいて申し訳ありませんが、できるだけ御協力いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第（4）に移ります。

佐賀地方最低賃金審議会専門部会の公開状況について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○河野賃金室長

机上配付しております3枚綴じの資料を御覧ください。

1枚目が佐賀地方最低賃金審議会の運営規程、2枚目は専門部会の運営規程、3枚目が公開に関する資料です。佐賀地方最低賃金審議会専門部会の議事につきましては、お手元にある机上配付資料の佐賀地方最低賃金審議会専門部会規定第7条により、令和5年度までは、議事録を非公開、議事要旨を公開としていました。

一方で、資料の3枚目を御覧いただきたいのですが、令和5年4月6日の中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）目安制度全員協議会報告を受けまして、昨年度は、中賃と同程度の公開、すなわち一番下のピンクの所になりますが、「公労使三者集まって議論を行う部分については公開」という方向で、各局で対応を進めているところでございます。

3枚目裏面をみていただくと、令和6年度における審議会及び議事録の公開状況に関する資料で、昨年度の全国の公開状況をお示ししたものです。

佐賀労働局におきましては、本審は議事録の公開と傍聴について既に対応しておりましたが、昨年度からは更に、専門部会に関しても議事録の公開を行っているところです。ただ、専門部会の傍聴に関して、表の中程の列になりますが、傍聴に関しては未対応となっておりまして、先ほどの資料御覧いただきますと、傍聴を非公開としているのは、全国でも佐賀局を含め4局しかないというような状況です。そこで、本年度に関しては、この専門部会の傍聴についての公開を進めて参りたいというのが事務局からの提案でございます。

具体的には、第1回専門部会についての傍聴を公開するというところを考えております。理由としましては、一般的には専門部会1回目については、事務局からの各種調査結果の説明や内容の確認、そして最低賃金に対する労使の基本的な考え方の確認というところがメインであるためです。

机上配付しております、専門部会の運営規程を御覧いただきたいのですが、こちらの第6条第1項のただし書きの部分の、非公開の3つのケースを読み上げさせていただくと、一つ目が個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、二つ目が個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、三つ目が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合となっております。第1回専門部会は通常、申し上げた三つのいずれにも該当しないと考えております。

また、第1回専門部会に二者協議が行われた場合、ただし書き3項目の「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するものとして、部会長判断で傍聴人には退席をしていただいて、以降を非公開にするという方法もあるかと思いますが、この点について皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

### ○甲斐会長

ただ今の説明ですが、全国的に情報公開という方向に進んでおり、その中で一覧表のとおり、佐賀県は議事録等に関しては公開というかたちを昨年から取っているので

すが、会議の傍聴という点で非公開となっていました。この部分を具体的な表の中の文言でいうと、「非公開（1回目除く）」という表記になるかと思います。

つまり、第1回専門部会の議論の三者揃っての議論を公開するということになるため、傍聴もしていただけるということになります。ただし、先ほど、室長から説明がありましたが、もし当日、それぞれの二者協議まで移った場合には、その部分は会長判断として第6条を適用して傍聴人は退出していただくと考えております。

いかがでしょうか。

○西岡委員

区分がよく理解できないので、表の見方について質問だったのですが、非公開で1回目除くというところは、表記は結局、公開に変わりますよね。

○甲斐会長

はい。

○西岡委員

今のところ佐賀県の場合は全て「非公開」。

○河野賃金室長

今のところ傍聴はしていないので「非公開」ですが、今年度から1回目のみを傍聴可能とするということです。

○城労働局長

ほとんどの県において第1回目だけは「公開」とし、第2回目以降「非公開」となっている理由としては、おそらく、労使の意見表明をする金額審議の前までは公開をして、その後は非公開で進んでいくのではなかろうかと推測されます。

○西岡委員

「公開（2者協議除く）」とありますが、今後の書き方はどのようになるのですか。

○甲斐会長

この表で言いますと、「公開」と書きたいところですが、そう書くと括弧内をいろいろ追加して書かなければいけないので、今年度は「非公開（1回目除く）」という書き方です。すなわち全体は非公開なのだけれども1回目だけは公開します、という意味です。「公開（1回目のみ）」というのと同じですよね。

○松尾委員

都道府県や地域によって、表現の仕方がさまざまですが、規則や規程によって会議は原則公開という扱いになっています。なので、原則公開として例外を付けなければならないと思っています。

例えば、大分や宮崎のように二者協議と採決を除く、ということであれば、佐賀に当てはめると1回目のみだと思うのです。この表現にすれば、「非公開」とするより

も「公開」という表記になるので、「公開（1回目のみ）」という表現の方がいいのではないかと思います。

○甲斐会長

いかがでしょうか。

○河野賃金室長

二者協議を除いて公開ということになると、2回目以降に三者の場になった時に、会長から金額の提示状況を伝えられる部分も三者揃っておりますので「公開」ということになりますが、この点いかがでしょうか。

○甲斐会長

補足いたしますと、第2回専門部会や第3回目となった時に、最初に三者お集まりいただいたて、私から現在の労側と使側の提示いただいている金額を言って個別折衝に入っています。専門部会の最後も個別折衝が終った後、三者集まっていたて、それぞれの金額を示して、本日ここまで歩み寄りましたがまだまだ結審まで遠いですみたいなことを言うわけです。冒頭と最後は三者揃っていることから、三者協議に該当するため、公開に含まれることになるのです。

私も松尾委員が言われる案が最初いいなと思ったのです。公開の方向でいくのだから、やはり公開として例外を付けた方がいいかなと思ったのですが、運営の時になかなか難しいなということを公益と事務局で話をしまして、今のような提案のようなことになったということです。おっしゃることはよく分かるので、私も最初そう思いました。本当に分かります。同じ意見を私も言ったので。

いかがでしょうか。やはり何かを議論していく中で三者揃って、現在いくらですということをやった方が専門部会の進行としては相応しいのではないかと思うのです。

○西岡委員

それぞれの意味の違いが分からなかったので確認しましたけど、その旨であれば甲斐会長がおっしゃられた意見に賛成です。

○甲斐会長

いかがですか、松尾委員。

○松尾委員

はい。

○甲斐会長

よろしいですか。

途中経過の金額をやっぱり公開するというのは審議に差し支えがかなり出て来るかなと思いますので、「非公開（1回目除く）」という記載にさせていただいてよろしいですか。

○松尾委員

労側は公開されても特段問題ありません。

○甲斐会長

私たちも、審議の途中で、労使の提示金額がなぜこんなに開いているのかという御意見をいただくと様々な問題が生じます。

他県では、専門部会の最後に三者で揃って、それぞれ提示している金額を把握し合うということをしているのかわかりませんが、途中経過をどう説明しているのか疑問もあると思います。金額まで言わず、三者揃って「本日結審しました」で終わるところもあると思うのですが、佐賀のように毎回、それぞれのお立場からの金額を把握するこれまでのやり方の方が、丁寧に進めることができるかと思いますので、できれば今年度は、今の事務局の提案のように進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

○河野賃金室長

では、提案どおりに進めさせていただいて、今年これでやってみて支障があれば修正していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

はい。

それでは、5番目のその他として何か委員の皆様方から御意見等ありますか。事務局から何かありますか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

それでは、本日の議事は以上で終了させていただきたいと思います。

本日の議事録の署名につきまして、労働者側東島委員、使用者側狩野委員にお願いしたいと思います。

本日は第1回目、通算でいくと第1回目ではありませんけど、今年度は第1回目の審議会ということになりました。御協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

会長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---